

第五条の二第一項第二号(二) 前号に掲げる額

その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額額の減額改定(給料月額額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。附則第三十四項において同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額された日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、(一)に掲げる割合から(二)に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

(一) その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

(二) 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の基礎在職期間とは、その者に係る退職(第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する国家公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当することとなつたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する国家公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた国家公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する国家公務員等としての引き続きいた在職期間

四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の国家公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の国家公務員等としての引き続きいた在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十二 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十三 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十七 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十八 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び

び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十九 前各号に掲げる在職期間に準ずるものとして人事委員会規則で定める在職期間

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(退職手当の基本額の最高限度額)」を付し、同条中「第五条の二」を「第五条」に、「の額」を「の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号(二)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号(二)に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第六条の二	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号(二)	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号(二)
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第一号及び第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	第五条の二第一項第二号(二)	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号(二)

(退職手当の調整額)

当該割合	及び退職日給料月額
当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号(二)に掲げる割合	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と同日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職にされ、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定められているものに限る。第七条の四第七項において「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、「地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）」ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 七 第七号区分 一万六千七百円

八 第八号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる在職期間に該当する期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、人事委員会規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、人事委員会規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の五、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、当該乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の基本給月額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、当該合計額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

第七条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項た

だし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

第七条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、「の各号」を削り、同条第七項中「第四条」を「第四条第一項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第八項中「第五条第三項又は第十条の規定による」を「前条又は第十条の規定により」に改め、同条第九項中「による」を「により」に、「切り捨てる」を「切り捨て」に改める。

第七条の四第七項中「第七条第四項に規定する」を削り、「その身分」を「その身分」に、「同条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第八条第一項中「場合には」を「者には、」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項又は第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの

二 その者の非違により退職した者(前項各号に掲げる者を除く。)で人事委員会規則で定めるもの

第十二条第二項中「既に」を「既に」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に、「受けた第十条」を「受けた同条」に改め、同条第三項中「在职期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十二条の三第一項において同じ。)」を「基礎在职期間」に改める。

第十二条の二第一項中「在职期間」を「基礎在职期間」に、「公務」を「公務」に改め、同条第五項中「に至つた」を「こととなつた」に、「在职期間」を「基礎在职期間」に改める。

第十二条の三第一項中「在职期間」を「基礎在职期間」に改める。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(単純労務職員の退職手当)

第十四条 単純労務職員が退職した場合は、退職手当を支給する。

2 単純労務職員の退職手当の基準は、その職務と責任の度等を考慮し、職員の退職手当の額及び支給方法を基準として任命権者が定める。

附則第十九項を削り、附則第二十項を附則第十九項とし、附則第二十一項から附則第二十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第二十六項中「の額」を「の基本額」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改め、同項を附則第二十五項とする。

附則第二十七項中「第四条」を「第三条第一項」に、「の額」を「の基本額」に改め、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十八項中「の額」を「の基本額」に、「附則第二十六項」を「附則第二十五項」に改め、同項を附則第二十七項とする。

附則第二十九項を附則第二十八項とし、附則第三十項から附則第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。